

# 破産法案外一件特別委員會議事速記録第二號

大正十一年二月十七日(金曜日)午後一時五十四分開會

○委員長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ特別委員會議ヲ開會  
イタシマス、特別委員ニ先日御付託ニナリテ居リマシタ所ノ  
破産法案及議法案ニ付キマシテ、特別委員會ハ亦小委  
員カ出來マシタノデ、二月一日ヨリ十四日マデ、小委員會  
ヲ開會ヲ致シテ居リマシテ、ゴザイマスガ、十四日デ議シテ  
シマシタ、法案ニ付テノ説明等ハ速記録デモウ皆サン御承知  
ト存ジマスカラ、其説明ハ省キマス、唯小委員會ニ於キマシ  
テ、條項ノ中、修正ガゴザイマス、其修正ヲ此場合ニ申上  
マス、破産法案ノ第十二條ノ二項、被相續人カ相續人ニ對  
シ、「又ハラ拔キマシテ」及「下入レマシテ」相續人ニソレカ  
ラ「財産ノ上ニ有シタル權利及相續人カ相續財産ノ上  
ニ」ト云フ字ヲ削除イタシマシテ「カ被相續人ニ對シテ」ト云  
フ字ヲ加ヘマス、ソレデ修正ノ文字ヲ讀ミマスレバ、「被相續  
人カ相續人ニ對シ及相續人カ被相續人ニ對シテ有シタル權  
利ハ消滅セサリシモノト看做ス」ト云フコトニ修正サレマシ  
タソレカラ第三十一條ノ最終ニアリマスル「前主ニ對シ  
テ破産ノ宣告アリタルトキ」其下ニ「相續債權者ニ付亦同  
シ」ト「相續債權者ニ付」ト云フダケヲ附加ヘマスノデアリ  
マス、ソレカラ第四十二條、此原文ノ中「相續債權者及受  
遺者」ト申シマス、及受遺者「フ四字ヲ削除イタシマシテ、其  
次ノ「債權ハ」ト云フ下ニ「受遺者ノ債權又ハ」是ダケノ字  
ヲ附加ヘ、二項ヲ全部削除イタシマシタ、修正サレマシタ字  
句ヲ申上ゲマス、ト云フト「相續財産ニ對シテ破産ノ宣告ア  
リタルトキハ相續債權者ノ債權ハ受遺者ノ債權又ハ相續開  
始後ノ前主ノ債權者ノ債權ニ先ツ」ト云フ條項ニナリマス、  
ソレカラ五十一條デゴザイマスガ、五十一條ノ末項ヘ「ツ條  
項ガ入りマシタ、ソレハ」第四十七條一號乃至七號ノ財團債  
權ハ他ノ財團債權ニ先ツ」ト云フ字ヲ加ヘマス、改メマシ  
テ「第四十七條第一號乃至第七號ノ財團債權ハ他ノ財  
團債權ニ先ツ」ト云フコトニナリマス、ソレカラ六十一條ニ  
於キマシテ、之モ末項ニ「第一項ノ場合ニ付キ此取引所ニ  
於テ別段ノ定ヲナシタルトキハ其ノ定ニ從フ」ト云フ字ヲ加  
ヘマス、ソレカラ五十二條先キヘ參リマシテ百十四條「三百  
十四條デシタ、相續財産ニ對シ破産ノ申立ヲ爲スコトヲ  
得ル期間内ノ申立ニ因リ」ト云フ字ヲ削除イタシマシテ、其  
次ノ「相續人ニ對シテ破産ノ宣告アリタル場合ニ於テ」ノ次  
ニ「限定承認又ハ財産分離アリタルトキハ」ト「アリタルト

キハ」ト「ソレカラ相續人ノ債權者ニ限り強制和議ニ關  
スル決議ニ加ハルコトヲ得」ト「...」

○河村讓三郎君 今相續人ニ對シテ...

○委員長(伯爵松平賴壽君) チヨット速記ヲ止メテ  
(速記中止)

○委員長(伯爵松平賴壽君) ソレナラバ三百十四條ヲモ  
ウ一應修正ニナリマシタ所ダケ申上ゲマス、「相續人ニ對シ  
テ破産ノ宣告アリタル場合ニ於テ限定承認又ハ財産分離  
アリタルトキハ相續人ノ債權ニ限り強制和議ニ關スル決議  
ニ加ハルコトヲ得」之ダケヲ修正デアリマス、ソレカラ和議法  
ニ付キマシテハ、修正其他ゴザイマセマデ其儘デゴザイマス、  
ソレデ此破産法案及議法案ハ小委員會ニ於キマシテ  
ハ破産法案ニ付キマシテハ修正ノ上可決イタシマシタ、又  
和議法モ其儘全部可決イタシマシタ次第デゴザイマス、以  
上御報告申上ゲテ置ク次第デアリマス、委員ノ御方デ御質  
問ガゴザイマスナラバ此場合ドウゾ御質問ヲ願ヒタウゴザイ  
マス

○子爵板倉勝憲君 ドウモ別ニ御質問モナイヤウデゴザイ  
マスガ、小委員ノ御修正ニナリ小委員會ニ於テ可決サレタ  
通りデ異議ガナシト、私ハ異議ガゴザイマセヌガ、ソレデ御決  
シニナツテハ如何カト思ヒマス

○委員長(伯爵松平賴壽君) 皆サン如何デゴザイマセウ  
カ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト見マシテ宜シ  
ウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵松平賴壽君) ソレデヤ破産法ハ修正ノ  
上御可決ト云フコトニ、ソレカラ和議法案ハ如何デゴザイマ  
スカ、別段御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵松平賴壽君) ソレデハ和議法モ可決イタ  
シタモノト見マス、之デ委員會ヲ閉ジマス

午後二時六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵松平 賴壽君  
副委員長 河村 讓三郎君

## 政府委員

司法次官 山内 確三郎君  
司法省民事局長 池田 寅二郎君

## 委員

子爵伊藤 祐弘君  
子爵板倉 勝憲君  
松室 致君  
男爵若王子 文健君  
男爵長松 篤兼君  
男爵矢吹 省三君  
藤田 四郎君  
加太 邦憲君  
菅原 通敬君

大正十一年二月二十日印刷

大正十一年二月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局